

---

第2部

# 各論

---



## 第1章 地域包括ケアに基づく地域共生社会の実現へ

### 重層的支援体制整備事業の実施と取り組み

#### 重層的支援体制整備事業実施計画

#### ■ 背景

社会福祉法の改正に伴い、専門職には、個別の相談支援や地域づくりの支援の一体的な実施を求められています。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、社会とのつながりをつくるための支援を行うことで、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業を創設します。

#### ■ 目的

第7期高齢者保健福祉計画では、地域包括ケアシステムの構築を基本理念に、地域包括支援センターによる医療介護連携の地域の総合相談や、生活支援コーディネーターによる地域づくりを進めてきました。そうした中、高齢者の地域生活課題は、認知症や家族の介護に伴うものから、8050世帯やダブルケア、世帯が地域から孤立している状態へと、複雑化・複合化していることが分かってきました。特に、本市の高齢化率は30%を超え、75歳以上の人の割合も増えています。高齢者の地域生活課題と、障がい、子ども・子育て、生活困窮の支援ニーズは更に多様化すると考えられ、今後はそれらに対応する包括的な支援体制を構築します。

#### ■ 主な取り組み

地域包括支援センターは、保健・福祉・介護の専門職を配置した地域のワンストップサービス窓口であり、個別の総合相談や地域づくりを行っています。本市でこれまで進めてきた地域自治の仕組みや既存の取組を活かしつつ、包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりにむけた支援を一体的に実施します。

基幹型地域包括支援センター（地域共生係）は、庁内連携、各関係機関との支援体制、住民や住民自治協議会等関係機関との連携体制を、それぞれの関係者と協議・議論を行いながら、実施していきます。以下、主な取り組みを示します。

① 相談支援機関、拠点等の設置か所数、設置形態

市内3か所の地域包括支援センターをを包括的相談支援機関と位置付け、1人ずつ相談支援包括化推進員を配置し、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な支援機関につなぐ役割を担う全世代型（ワンストップ）相談窓口として運営する。

② 参加支援、他機関協働事業、アウトリーチ事業

**多機関協働事業** 課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を示す。

**参加支援事業** 本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで、社会のとのつながりをつくるための支援を行う。

**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業** 長期のひきこもりの状態にある等、必要な支援が届いていない人に支援を届けることが目的であり、本人との信頼関係づくりやつながりづくりのための事前調整や関係性構築に向けた働きかけの調整を行う。

③ 重層的支援会議・相談支援包括化推進会議の実施方法

**重層的支援会議** 各多機関協働事業の相談支援包括化推進員が参加し、支援の適切性、支援終了時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発の検討などを役割として開催する。関係機関（市、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域包括支援センター、自立相談支援機関等）を構成員とし、随時事案が生じた場合に開催する。

**相談支援包括化推進会議** 既存の地域包括ケア会議を利用し、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が提供できるよう、情報の共有や必要な支援体制の検討、地域全体の福祉ニーズの把握を目的に実施するもの。年1回程度実施する。

④ 関係機関間の連携に関する事項

**協議体の設置** 重層的支援体制整備事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体を設置する。各事業を所管する課の職員、他の関係機関（ひきこもり支援や住民自治協議会等）をメンバーとして、相談支援機関の設置状況や重層的支援体制整備事業の実施状況、市内の関係機関全体の連携体制等を協議する。概ね年4回程度を予定する。

**専門職間の連携** 地域包括支援センターの主任介護支援専門員や生活支援コーディネーターが行っている継続的・包括的ケアマネジメントや生活支援体制整備事業と近い機能を有することから、有機的な連携を図る観点で既存の地域ケア個別会議・地域ケア推進会議の枠組を有効に活用する。

**個別計画との関連性** 重層的支援体制整備実施計画については、個別支援の各分野を横断的に利用する観点から、先ずは本計画に記載し、障がい者福祉計画にも同様に地域共生社会の推進を進める旨の記述をした。今後、上位計画となる地域福祉計画の策定（令和4年度）にむけ、各事業（高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮等）に関する包括的な基本方針、事業目標・評価を検討し、中長期的な視点に立ち、計画の策定をできるように進めていく。

**施策の方向性（1） 地域包括ケアに基づく地域共生社会の実現へ  
（重層的支援体制整備事業の創設）**

① 生活支援体制整備事業（地域づくり事業）（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を推進していくため、地域資源の開発やネットワークの構築、サービスのニーズと取り組みのマッチング等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置しています。

■ 今後の取り組み

地域づくりに係る事業（一般介護予防事業、地域活動支援センター、地域子育て支援拠点、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）と連携し、住民同士が出会い参加することができる場（住民主体の通いの場や住民自治協議会等）や居場所の充実を図るための体制整備を行います。また、ケア・支えあ関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネーター機能を担う第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心として、地域の実情に応じた住民主体による参加支援など）の創設に取り組みます。

■ 実績と計画目標

項目（人数）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター	7	7	7	7	7	7

② 地域包括支援センター運営事業（包括的相談支援事業）  
（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として、日常生活圏域ごとに委託により3か所設置し、運営しています。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが各々の専門職の知識を活かしながら、総合相談・支援業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援といった基本的業務を行っています。

また、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業を、地域生活支援事業（障がい）、利用者支援事業（子ども）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮）の相談支援と連携し行っています。

#### ■ 今後の取り組み

地域共生社会の実現には、地域住民のニーズに応じて医療・保健・介護・福祉サービスを適切にコーディネートし、適時に供給する体制とともに、個別の支援と地域づくりの支援を一体的に実施する必要があります。

高齢者や複合的な課題を抱える相談者を地域で支えるために、支援関係機関の役割や関係性の調整、支援が届いていない相談者へのアウトリーチ支援を通じた継続的支援を行っていきます。また、地域課題の把握や地域ケア会議を開催し、地域の自治会や民生委員等、関係機関とのネットワークの構築に努め、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズへの対応、本人のニーズと地域の資源との調整、資源開拓による社会とのつながりの回復の支援を行います。

市は、地域包括支援センターの機能強化を図るため、基幹となる地域包括支援センター（地域共生係・逗子市基幹型地域包括支援センター）を運営し、各センターの後方支援や人材育成、実施に当たり運営方針を明示し、各地域包括支援センターの事業内容・運営と保険者機能の強化につながるよう努めます。

### ③ 地域福祉推進事業（社会福祉課地域共生係）

#### ■ 事業内容

子どもから大人までのすべての人に対し、福祉への関心を高め、支え合い・助け合いの気持ちを醸成することにより、地域福祉を推進します。

#### ■ 今後の取り組み

教育機関や関係団体、福祉施設等と連携し、地域の福祉課題に即した住民相互の助け合いや社会参加への関心の醸成について、学校や住民主体の通いの場や住民自治協議会等の地域の場で実践し、地域福祉活動の担い手の育成を進めていきます。

新規

### ④ 生活困窮者自立支援事業 （社会福祉課地域共生係）

#### ■ 事業内容

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進するよう支援をします。

#### ■ 今後の取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入の減少により生活が困窮した者からの相談が増加しました。様々な世代からの相談と複合的な課題の解決に対応していく必要があります。それに伴い、住居の確保や就労の維持等の支援を強化し、多機関との協働や社会参加の支援の充実を進めていきます。

## ⑤ 民生委員・児童委員（社会福祉課社会福祉係）

### ■ 事業内容

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や行政機関等へ橋渡しを行います。また、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問等を通じ、地域が抱える日常生活課題や問題を把握するとともに、解決・改善に向けて地域住民や関係機関・団体と連携、協力し取り組むことにより、誰もが安心して住み続けられるための地域の絆づくりを進めています。

### ■ 今後の取り組み

引き続き、地域福祉の充実のための取り組みを進めます。

## ⑥ 消費生活相談（市民協働課人権・男女共同参画係）

### ■ 事業内容

消費者保護の視点から、高齢者の生活が守られるよう、商品やサービスに対する苦情や被害に消費生活相談員が対応するなどの支援をしています。

### ■ 今後の取り組み

消費者相談・消費者教育を実施している他、最近では高齢者を見守る側の関連団体と連携を深め、消費者被害にあいそうになっている高齢者への対策や、消費者被害を未然に防ぐ啓発等を協力して行っています。

高齢者を消費者被害から守るため、消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、積極的な情報提供を推進していきます。

新規

## ⑦ 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） （社会福祉課地域共生係）

### ■ 事業内容

高齢者の自立した生活を維持するため、また、介護予防に対する意識啓発や自立への支援を充実させるため、要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者や一般高齢者に対し、運動教室等の各種予防事業を実施しています。また、地域の通いの場において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し運営費用を補助するなど、生きがいや自己実現のための取り組みを支援しています。

### ■ 今後の取り組み

生きがいや役割を持って生活できる地域を構築し、介護予防を推進するために、65歳以上の高齢者に対し、介護予防に資するアンケートや訪問による調査、介護予防に資する住民が主体となる通いの場の設置促進による介護予防事業等を、PDCAサイクルで実施していきます。

■ 実績と計画目標

項目（回数）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
シニアヘルスアップ運動教室 （ベーシックコース）			19	38	38	38
シニアヘルスアップ運動教室 （アクティブコース）			19	38	38	38
脳活・筋活	48	48	52	48	48	48
高齢者の通いの場（団体数）	23	25	15	25	25	30

施策の方向性（2） 地域包括支援センターの機能強化・拡充

① 地域包括支援センター運営事業（社会福祉課地域共生係）

\*第1章・施策の方向性（1）・②と同じ

② 在宅医療・介護連携推進事業（国保健康課健康係）

■ 事業内容

逗葉地域医療センターに逗子市及び葉山町の委託事業として「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」を設置し、平成29年度（2017年度）から在宅医療・介護サービスを提供している関係者からの相談・支援や対象者の支援に必要な、医療・介護等の情報提供を行っています。

■ 今後の取り組み

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と介護、福祉の連携が必要です。そこで、地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力・連携し、次の事業に取り組んでいきます。

- ・逗葉医師会在宅医療相談窓口、逗葉歯科医師会在宅歯科医療地域連携室及び逗葉薬剤師会在宅対応薬局等との連携
- ・地域包括支援センター、介護事業所等との連携・相談・支援
- ・在宅療養者の支援及び連携の調整等
- ・市町民からの相談支援
- ・多職種連携に関する会議、研修等の開催

また、今後は、自助力、共助力を高めるために、市民向けの講座、広報など、周知活動なども充



実らせていきます。

■ 実績と計画目標

項目（回数）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
多職種が連携した会議等の開催	14	10	7	10	10	10

\*多職種が集まるサロンは平成30年度6月から開催（毎月）し、令和元年からは隔月実施に変更。令和2年度は、感染症対策のため、1回実施となる。

③ 地域包括ケアシステム推進事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、推進を図ります。

医療関係機関を含めた多職種が協働し、高齢者の個別ケースの支援内容等を検討、課題解決にあたるための地域包括ケア会議を開催し、地域の関係機関等と相互の連携を図れるようネットワークを構築しています。

なお、地域包括支援センターでは、地域における課題把握に取り組み、多職種による地域ケア会議を開催するなど、関係機関との連携を図っています。

■ 今後の取り組み

地域包括ケア会議において、医療、介護職等の地域における様々な関係機関と連携を図り、高齢者の様々な課題や支援方法等を検討していきます。

在宅医療・介護連携推進事業と地域包括支援センター間の連携を図るように努めます。さらに、多職種の関係機関等とのネットワーク構築に努め、高齢者に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤（※地域包括ケアで示している医療や介護サービス、生活支援サービス及びそれを担う人材）の整備を図っていきます。

施策の方向性（3） 高齢者と介護者の在宅生活の支援

① 生活支援体制整備事業（地域づくり事業）（社会福祉課地域共生係）

\*第1章・施策の方向性（1）・①と同じ

## ② ひとり暮らし高齢者訪問事業（高齢介護課高齢福祉係）

### ■ 事業内容

介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者等を対象に、原則として年2回の頻度で訪問を行い、安否、健康状態、緊急連絡先等の確認、各種相談に応じています。

### ■ 今後の取り組み

定期的な訪問を行うことで、介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者の生活状況、身体状況等について把握していきます。また、必要に応じ地域包括支援センター等と連携し、介護サービスの利用につなげる等、高齢者を継続的に見守っていきます。

### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数（回）	1,477	1,374	1,500	1,500	1,500	1,500

## ③ 福祉緊急通報システム事業（高齢介護課高齢福祉係）

### ■ 事業内容

疾病等により身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報機器（ペンダント型無線発信器、生活行動探知機）を貸与することにより、急病等の緊急事態に対する不安を解消し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援しています。

### ■ 今後の取り組み

急病等の緊急時に迅速な対応を可能とすることで、今後も高齢者が地域で安心して生活できるよう努めていきます。

### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（件）	56	51	60	60	60	60

## ④ 福祉配食サービス事業（高齢介護課高齢福祉係）

### ■ 事業内容

低栄養状態の予防・改善のための食事の確保と日常の安否確認について支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの非課税世帯等に対し、訪問による食事の提供（昼食）と安否確認を行

うことにより、自立した在宅生活を支援しています。

■ 今後の取り組み

同様の民間サービスは充実していますが、今後も介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら、対象者の状況に合ったアセスメントを行ったうえで、事業を実施していきます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	33	32	38	40	40	40
配食回数（食）	5,005	5,013	5,600	5,900	5,900	5,900

⑤ 在宅高齢者紙おむつ等支給事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給し、家族による在宅介護の負担軽減を図っています。また、より適正な支給を行うため、支給対象の見直しを図り、新規申請対象は非課税世帯等にしています。

■ 今後の取り組み

今後も事業についての周知を徹底し、家族による在宅介護の負担軽減を図っていきます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	355	267	260	250	250	250

⑥ ふれあい収集（環境クリーンセンター）

■ 事業内容

自ら一定の場所までごみを持ち出せず、身近な人に協力が得られない、日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者（おおむね65歳以上）のみの世帯、障がい者のみの世帯等を対象に、職員が玄関先まで出向いて、ごみを引き取り、併せて安否の確認をしています。

■ 今後の取り組み

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、利用対象者の増加が見込まれます。関係機関と連携を図り、現制度を実施していきます。

## 第2章 健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

### 施策の方向性（1） 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み （介護予防・日常生活支援総合事業の推進）

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業（社会福祉課地域共生係）

##### ■ 事業内容

運動、口腔、栄養、社会参加、の観点から、高齢者の身近な場所で健康づくりを開催し、高齢者のフレイル状態を把握した上で、疾病予防・重度化予防の促進を目指します。また、生活支援コーディネーターと連携しながら、多様な主体との支援・協働体制の充実を図っていきます。

##### ■ 今後の取り組み

みんなで元気な高齢者をめざす取り組みとして、短期集中予防サービス（通所型サービスC）や住民主体による訪問型サービス（訪問型サービスB）に取り組んでいきます。保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、介護予防の通いの場への専門職派遣や、介護予防のための地域ケア個別会議と連携していきます。

##### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型B（か所）	3	3	3	3	3	3
通所型C開催回数（回）	90	162	46	190	190	190
通所型C開催回数（人）	502	496	14	56	56	56

※通所型Cの実績は延人数。令和2年度以降は一人当たり6か月利用した場合の実人数。

#### ② 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

（社会福祉課地域共生係）

\* 第1章・施策の方向性（1）・⑦と同じ

### ③ 介護予防普及啓発事業（高齢介護課高齢福祉係）

#### ■ 事業内容

高齢者自身が主体となり、日常生活の基本ともいえる筋力強化による運動奨励策に加え、自立健康者への応援と、寝たきりゼロ運動推進を目指して、介護サービスを受けない高齢者づくりを推進するため、シニア健康教室を開催し実施します。

#### ■ 今後の取り組み

高齢者の運動・健康志向のニーズに応えるため、引き続きシニア健康教室をNPO法人ズシッブ連合会に委託して実施し、自立健康者への支援と寝たきりゼロを目指す取り組みを継続します。

#### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
シニア健康体操参加者（人）	1,020	756	0	620	620	620

※令和2年度の見込値は、コロナ感染予防による閉館期間を考慮した参考数値。

### ④ 男性の料理教室事業（国保健康課健康係）

#### ■ 事業内容

逗子市食育推進計画に基づき、ふだん調理をあまりしたことがない65歳以上の男性に対して、食事による栄養面で健康で自立した生活が送れるよう、料理教室を実施します。

#### ■ 今後の取り組み

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染予防のため、前期実施できず、後期のみとなりますが、密を防ぎ6人で2コース実施予定。来年度以降も前期・後期の2コースずつ実施により24人の参加を目指します。必要により献立等を改良し、より内容の充実した教室の実現に努めます。

#### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
教室参加者数（人）	31	24	12	24	24	24

⑤ 食生活改善推進員養成講座事業（国保健康課健康係）

■ 事業内容

返子市食育推進計画に基づき、食生活改善推進員（ヘルスマイト）として活動することを希望する人を対象に、養成講座（講義及び実習）を実施します。

■ 今後の取り組み

新型コロナウイルス感染対策を行いながら、調理実習の人数制限を行い実施可能な人数・内容で検討していきます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座参加者数（人）	18	14	12	12	12	12

新規

⑥ 保健事業と介護予防の一体的実施事業  
（国保健康課健康係）

■ 事業内容

高齢者の保健事業と介護予防に関わるデータの分析をもとに、高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への関与など、一体的な実施を図っていきます。

■ 今後の取り組み

企画・調整等を担当する保健師と地域を担当する専門職が連携を取りながら、通いの場等への積極的な関与（アウトリーチ）を行い、本市に多い疾病の予防やフレイル対策に努めます。

新規

⑦ 一般管理事業  
（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

本市の介護保険システムに保存されている介護に関するデータ及び地域包括ケア「見える化」システム等のデータを、地域支援事業等に活用していきます。

■ 今後の取り組み

データを基に地域に即した事業を実施するとともに、効果測定においてデータを活用することで、正確な分析検証を行い、必要に応じて事業内容を修正実施していきます。

## 施策の方向性（2） 生きがい・社会参加の促進

### ① 生きがい推進事業（高齢介護課高齢福祉係）

#### ■ 事業内容

市内の公衆浴場の利用助成券を交付し、高齢者に公衆浴場を入浴と交流の場として提供することにより、ふれあいの場づくり、異世代間の交流を図ることで、高齢者の孤独感の解消や介護予防につなげています。

#### ■ 今後の取り組み

高齢者のリフレッシュ事業として継続していきます。

#### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数（件）	11,783	7,541	10,000	11,000	11,000	11,000

### ② 老人クラブ育成事業（高齢介護課高齢福祉係）

#### ■ 事業内容

高齢者の生きがい対策・健康づくりの社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、NPO法人ズシッパ連合会の活動を支援しています。

#### ■ 今後の取り組み

各種の講座やサークル活動等への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。また、NPO法人ズシッパ連合会の地域支援事業への参入・展開についても、連携を図り、支援していきます。

## ③ 高齢者センター運営事業（高齢者センター）

## ■ 事業内容

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜や健康相談などを総合的に提供します。

## ■ 今後の取り組み

1983年に老人福祉センターとして開設以来、サークル活動の場、食事の提供、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、元気な高齢者の集いの場として利用されています。施設は、月～金曜日（休館日は土・日曜日、祝日、年末年始）に開館し、今後も施設の維持管理を適切に行い、より利用しやすいように、効率的な運営に努めます。

## ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	25,499	25,568	4,750	23,000	23,000	23,000

※令和2年度の見込値は、コロナ感染予防による閉館期間を考慮した参考数値。

## ④ 福祉バス運行事業（高齢者センター）

## ■ 事業内容

高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。市街地から離れて位置する高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料で市役所、逗子アリーナ、高齢者センターを結ぶ福祉バスを運行しています。

## ■ 今後の取り組み

逗子アリーナ開館日には、引き続き市役所と逗子アリーナと高齢者センター間の福祉バスの運行をしていきます。

## ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	32,221	35,203	6,100	29,000	29,000	29,000

※令和2年度の見込値は、コロナ感染予防による閉館期間を考慮した参考数値。



### ⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（高齢者センター）

#### ■ 事業内容

高齢者自身の生活を豊かなものとするために、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会となるよう、各種の教養講座を高齢者センターで開催しています。

#### ■ 今後の取り組み

各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

### ⑥ 未病センター活用事業（国保健康課健康係）

#### ■ 事業内容

市内に2か所（市役所1階及び逗子アリーナのトレーニングルーム）に設置した未病センターにより、市民の健康増進・介護予防を推進します。

具体的には、①様々な測定機器を用いて自身の健康状態の「見える化」、②常駐する保健師・管理栄養士による相談やアドバイス、③食・運動・社会参加などの知識取得のための情報提供を行います。

#### ■ 今後の取り組み

健康に関心を持ち、自ら健康増進のための行動をとる市民を増やすため、2か所の未病センターで、健康・栄養相談などの個別相談の他、様々な講座、資料配布などを継続して実施します。

### ⑦ 生涯学習の推進（市民協働課市民協働係）

#### ■ 事業内容

市民の企画による、教え合い、学び合いの機会を提供する各種講座を開催しています。市民の学習要求に応え、生きがい、社会参加の推進に寄与し、高齢者を中心とした多くの受講生が集まっています。

#### ■ 今後の取り組み

生涯学習活動推進プランに基づき、市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指し、様々な学習機会を提供します。

## ⑧ スポーツ推進（文化スポーツ課）

### ■ 事業内容

生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心と体をつくり、明るく活力に満ちた創造力あふれるまちづくりを推進しています。

### ■ 今後の取り組み

スポーツ都市宣言及び逗子市スポーツ推進計画に基づき、一人でも多くの高齢者が気軽にスポーツ・健康づくりができる環境整備を図ります。高齢者のスポーツ活動の推進においては、介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。高齢者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催や、高齢者向けスポーツプログラムの普及啓発を図ります。

## ⑨ 高齢者就労支援（高齢介護課高齢福祉係）

### ■ 事業内容

高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、平成3年（1991年）に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行ってきました。

平成27年（2015年）には、新分野進出の第一弾として、市民交流センターの「指定管理事業」を開始し、業務を担うため第二事業部を設立して、採用時の年齢制限を解除しています。

### ■ 今後の取り組み

株式会社パブリックサービスでは、令和2年（2020年）11月1日現在、役員を除き130人（うち女性17人）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方が多いことや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。

今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。

## 第3章 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

### 施策の方向性（1） 認知症施策大綱を踏まえた認知症施策の推進

#### ① 認知症総合支援事業（社会福祉課地域共生係）

##### ■ 事業内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援体制を構築します。市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っています。

##### ■ 今後の取り組み

#### 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わるために設置した、認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。また、地域包括支援センターや医療機関、介護事業者との連携、情報が共有できる仕組みを運用していきます。

#### 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族等から相談があった際、認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて、その知識・経験を活かした相談支援を実施します。また、認知症初期集中支援チームと連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整します。認知症の人や家族に対する支援として、認知症ケアパス\*の作成や認知症カフェ等の開催支援等を検討します。

\* 認知症ケアパスとは、認知症の人が、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。

## ② 認知症サポーター養成事業（社会福祉課地域共生係）

## ■ 事業内容

認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。

## ■ 今後の取り組み

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。地域住民だけではなく、職域にも認知症サポーターを増やし、認知症支援の充実を図っていきます。

また、県が実施する認知症サポーターの資質向上を目指す「オレンジパートナー養成研修」の実施に協力し、受講修了者が認知症関連事業に積極的に参加、活動できるよう情報提供に努めていきます。

## ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成数(人)	570	443	0	400	400	400
認知症サポーター数（人）	2,855	3,298	3,298	3,698	4,098	4,498

## ③ 家族介護者支援事業（高齢介護課高齢福祉係）

## ■ 事業内容

高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催しています。また、教室終了後に家族同士の情報交換、仲間づくりを目的とした交流会を開催しています。介護者同士の交流を図ること等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図っています。

## ■ 今後の取り組み

周知方法の工夫や教室内容を見直すことで、様々な方が参加しやすい環境づくりに努めます。

## ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
教室参加者（人）	78	36	40	80	80	80
交流会参加者（人）	41	22	20	40	40	40

## ④ 徘徊高齢者対策事業（高齢介護課高齢福祉係）

## ■ 事業内容

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、地域の支援を得て早期発見・保護ができるよう、関係機関との情報ネットワーク（徘徊高齢者 SOS ネットワーク）により支援体制を構築しています。

## ■ 今後の取り組み

事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後の登録者も多いため、事前の登録の周知方法等について検討していきます。

## 施策の方向性（2） 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

### ① 逗子あんしんセンター助成事業（社会福祉課地域共生係）

#### ■ 事業内容

社会において不利な立場におかれやすい高齢者や障がい者等を対象とした財産の保全・管理に関するサービスや、判断能力が著しく不十分な人等の権利擁護を図るため、法人後見事業、専門相談員による成年後見制度や権利擁護等の相談を行う逗子あんしんセンターの運営費の一部を補助しています。

#### ■ 今後の取り組み

日常的な金銭管理や成年後見制度に関する相談など、逗子あんしんセンターの重要性は年々高まっています。地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、様々な形での支援を可能とするため、逗子あんしんセンターの円滑な事業運営を協力・支援していきます。

### ② 成年後見制度利用支援事業（高齢介護課高齢福祉係）

#### ■ 事業内容

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分では十分に判断することができない方が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面等において支援し、財産を守るための制度です。制度利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。

成年後見制度を利用するに当たり、費用負担が困難な方に費用助成を行っています。また、身寄りがないなどの理由により、支援が必要な場合には、市長が法定後見制度の申立てを行います。

#### ■ 今後の取り組み

核家族化等に伴う家族関係が希薄な中、認知症や身寄りがない等の理由で市長申立件数は増加が予測されます。そのため、関係機関と連携し制度周知や潜在者の早期把握に努め、効率的な事務運営を図っていきます。

### ③ 成年後見利用促進事業（社会福祉課地域共生係）

#### ■ 事業内容

障がいのある人や家族の高齢化とそれに伴う認知症等の判断能力の低下により、金銭管理、福祉サービスや入院の契約困難、消費者被害や詐欺が増加し、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。日常生活自立支援事業を強化し、中核機関を設置することで、本人や家族、各関係機関の制度利用を促進します。

#### ■ 今後の取り組み

成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、日常生活自立支援事業を活用し、近隣市町、かながわ成年後見推進センター、逗子市社会福祉協議会の逗子あんしんセンター、相談支援事業所等各関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。

日常生活自立支援事業を活用し、法定後見人や市民後見人の支援を行い、成年後見制度の利用を促進するとともに、障がいのある人の権利擁護を図るための基盤づくりを進めます。

権利擁護を計画的に進めるため、成年後見制度利用促進計画を策定します。

### ④ 高齢者虐待対策事業（高齢介護課高齢福祉係）

#### ■ 事業内容

虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる高齢者や介護者に対し、相談・指導及び支援を行います。また、緊急性を要する場合には、一時保護等の対応をしています。

#### ■ 今後の取り組み

虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐため、関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。必要に応じて一時保護する他、通報・届出窓口の周知等の啓発を図ります。

## 第4章 介護保険サービスの基盤強化

### 施策の方向性（1） 介護保険制度の適切な運営

#### ① 高額介護サービス等給付事業（高齢介護課介護保険係）

##### ■ 事業内容

高額介護サービス費の支給とは、介護サービスを利用して支払った1割から3割の負担額が、1か月の合計で規定する上限額を超えた場合、その超えた分の費用を支給するものです（同一世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の負担額が上限を超えた額）。

高額医療・高額介護合算療養費の支給とは、医療保険と介護保険のどちらも利用する世帯において、毎年8月から1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

##### ■ 今後の取り組み

高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算療養費については、利用者の負担軽減を目的として、厚生労働省が規定した全国一律の基準に基づき引き続き適正に実施していきます。

#### ② 介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業 （高齢介護課介護保険係）

##### ■ 事業内容

低所得者や災害に遭われた方等に対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、利用料の軽減・助成について、国や本市独自の制度を設けています。

ア 訪問介護利用者負担の助成（障がい者ホームヘルプサービス利用者対象）

イ 社会福祉法人の利用料減免に対する補助金の交付

ウ 生計困難者の介護サービス利用者負担の軽減

エ 介護老人保健施設等利用における低所得者に対する助成

##### ■ 今後の取り組み

現行制度を維持し、利用料の軽減・助成を実施していきます。



### ③ 保険料賦課徴収事務費（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となり、介護が必要となったときに、40歳以上 65歳未満の方の費用は1割、65歳以上の方は所得に応じて1割から3割負担で、暮らしを助ける様々なサービスが利用できる仕組みです。40歳以上の方が納める保険料と国や市の負担金及び利用者の自己負担を財源に運営しています。

40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険と合わせて納めます。65歳以上の方の介護保険料は、本人及び世帯全員の前年中の収入・所得に基づき市で算定し、医療保険とは別に、65歳になった月から月割りで納めるものです。

介護保険制度では、3年ごとに高齢者人口、介護認定者数及び介護サービス費を推計し、保険料を見直すこととなっています。

#### ■ 今後の取り組み

第8期では、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの給付見込みにより保険料を算定します。今後さらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準が上昇することが予想されることから、介護保険制度の持続可能性を高めるため、引き続き第1号被保険者の介護保険料について適切な徴収を図っていきます。

※ 介護保険制度の公平・公正な運営を図るため、特別な事情なく保険料を滞納し、滞納が続く場合は、保険者として滞納期間に応じて次のとおり給付制限を行います。

滞納期間	給付の制限
1年間滞納した場合	・ サービス利用時の支払い方法を償還払いへ変更
1年6か月間滞納した場合	・ 保険給付の一時差し止め ・ 給付差し止め額から滞納保険料を控除
2年以上滞納した場合	・ 利用者負担の引き上げ ・ 高額介護サービス費等の支給停止

## 施策の方向性（2） 給付適正化への取り組み

### ① 介護給付等費用適正化事業（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供することを目的として、本市が策定した介護給付適正化計画に基づき、引き続き給付の適正化に取り組めます。

#### ■ 今後の取り組み

逗子市高齢者保健福祉計画内（令和3年度～令和5年度）において「第5期介護給付費適正化計画」を策定する中で、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「第4期介護給付費適正化計画」における実績を十分に検証のうえ、主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等点検、④総覧点検・医療情報の突合、⑤介護給付費通知）の完全実施に加え、国保連から提供された給付実績データを積極的に分析・評価し、給付適正化に努めます。

## 施策の方向性（3） 介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

新規

### ① 介護人材確保事業 （高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

今後、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）の到来を踏まえ、多種多様な介護ニーズが増加することを想定して、将来の介護需要を推計し、必要となる介護サービスの確保に努めます。

今後、安定的な介護サービスの供給のため「介護人材の確保」を筆頭に、「介護職員の離職防止」及び「介護需要の削減」の3つの視点に基づき、総合的に実施していきます。

#### ■ 今後の取り組み

介護人材需給推計ワークシートを活用し、将来的な介護需要を推計するとともに、逗子の介護サービス情報を集約したポータルサイトを新たに開設・運用し、積極的な情報発信を行うとともに、事業所の管理者等を対象とした研修の実施、そして介護人材の確保に向けた事業を予算の範囲内で実施していきます。

### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
充足率（％）	—	—	<b>73.1%</b>	<b>73.5%</b>	<b>74.0%</b>	<b>75.0%</b>

## 施策の方向性（4） 介護保険サービスの質の確保

### ① 居宅（介護予防）サービス（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

要介護（要支援）と認定された方が、主に自宅で生活する際に利用するサービスとして「訪問サービス」「通所サービス」等があり、サービスを組み合わせて利用することも可能です。

#### ■ 今後の取り組み

必要な方に必要なサービスが提供されるよう、給付適正化事業、事業者指導に基づき、給付の適正化・質の向上を図るとともに、他の「地域密着型（介護予防）サービス」や「施設サービス」の利用状況を踏まえて、必要なサービス量を確保していきます。

### ② 地域密着型（介護予防）サービス（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

地域に住む高齢者が、その地域で自分らしい生活を続けることを目的とした「地域包括ケアシステム」の理念に基づき、地域の特性に応じたサービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」等のサービスを提供します。

#### ■ 今後の取り組み

本市では、近隣市町村と比較して地域密着型（介護予防）サービスの利用傾向が低く、その理由として地域密着型（介護予防）サービスの周知不足に加えて、小規模多機能型サービスを利用した場合は他のサービス利用に制限がある等の理由があると思われます。本市における地域包括ケアシステムの推進のため、地域密着型（介護予防）サービスの利用推進に当たっては、サービスの特性を十分説明したうえで、サービス利用の周知を図っていきます。

### ③ 施設サービス（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

在宅生活が困難な要介護者の方が介護保険施設に入所して受けるサービスであって、必要とされる介護サービスの内容によって、4種類ある介護保険施設（「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設（老人保健施設）」「介護療養型医療施設」「介護医療院」）の中で入所できる施設が異なります。

#### ■ 今後の取り組み

今後、必要となるサービス量を供給できるように、サービス量の確保に努めるとともに、施設サービスの設置者等に対して定期的な研修を行うことで、サービスの質的向上を図ります。

### ④ 特別給付費給付事業（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

要介護者の移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定める独自サービス）として、平成15年度（2003年度）から、市が独自に移送サービスを提供しています。

#### ■ 今後の取り組み

第8期計画策定の基礎資料として実施したアンケートにおいて、要介護1・2の移送サービスの利用希望者が多かったことを踏まえて、高齢者保健福祉計画懇話会において検討した結果、認定要件を拡充して、介護度1からの要介護者で、かつ、非課税者を対象とすることで、利用者の要望に応えます。また、今後も移送サービスの効果的な利用について検証を行っていきます。

## 施策の方向性（5） 高齢者の多様な住まい方の充実

### ① 介護サービス施設整備（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

在宅生活が困難な方が、介護保険施設のほか、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の居住系のサービスを利用するに当たり、施設・居住系サービスの供給体制について計画的な整備方針を策定します。

#### ■ 今後の取り組み

施設・居住系サービスの整備に当たっては、短期の予測だけではなく、中長期の予測も踏まえ、俯瞰的な計画を立てる必要があることから、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、他の高齢者向け施設の整備状況を踏まえた整備方針に基づき公募いたします。

### ② 福祉用具・住宅改修支援事業（高齢介護課介護保険係）

#### ■ 事業内容

要支援または要介護者の方が在宅生活を送るに当たり居室等の改修を希望する際に、専門家が相談・助言を行い、申請に係る理由書を作成することで、適正な住宅改修が行われるよう支援します。

#### ■ 今後の取り組み

引き続き安全かつ適正な住宅改修が行われるように、介護支援専門員、作業療法士または福祉住環境コーディネーター等の専門家による支援を継続します。

### ③ 高齢者施設入所事業（高齢介護課高齢福祉係）

#### ■ 事業内容

身体上、精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その福祉の向上を図るため、養護老人ホームに入所措置を行います。

#### ■ 今後の取り組み

今後も高齢者の福祉向上のため、円滑な実施を進めていきます。

### ④ 市営住宅（都市整備課都市整備係）

#### ■ 事業内容

逗子市市営住宅管理計画に基づき、市営住宅等の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう）を導入し、誰もが、安全で安心な住みやすいものとなるよう努めます。

#### ■ 今後の取り組み

現在、バリアフリー化等がされていない市営住宅は、小坪滝ヶ谷第3住宅の一団地となっていますが、用途廃止の方向としていることから、今後の取り組みとしては、バリアフリー化等が完了している市営住宅の維持管理に努めていきます。

## 第5章 生活の質が持続できるまちづくりの推進

### 施策の方向性（1） 安心・安全なまちづくりの推進

#### ① 福祉有償運送事業（高齢介護課介護保険係）

##### ■ 事業内容

福祉有償運送は、高齢者や障がい者など公共交通機関を利用することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。

サービスを提供する NPO 法人、社会福祉法人、消費生活協同組合等が道路運送法の登録を行うため、横須賀市、鎌倉市、三浦市、葉山町の4市1町と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行います。

##### ■ 今後の取り組み

要介護者の外出支援の一助として、関係者との同意を踏まえて既存の公共交通機関では補えない移動に関するニーズを確保するため、事業者及びサービスの周知に努めます。

##### ■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数（件）	2	2	2	2	2	2

## ② 避難行動要支援者事業（防災安全課）

### ■ 事業内容

災害発生時における避難行動要支援者への支援を、適切かつ円滑に実施するために策定された逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の互助を基本とした避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化します。

### ■ 今後の取り組み

避難行動要支援者の名簿登載者については常に更新を行い、そのうち、同意が得られた者については毎年1回、自主防災組織等及び関係機関等に情報提供を行います。

自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成します。地域住民は、平常時には地域の避難行動要支援者に対して声かけや見守りを行い、災害時には、個別支援プランに基づき避難支援を行います。

また、災害時には避難行動要支援者の名簿情報を、同意の有無にかかわらず関係機関等に提供し安否確認や避難支援を行います。

## ③ 福祉避難所（高齢介護課高齢福祉係）

### ■ 事業内容

逗子市地域防災計画に基づき、学校等の一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者を、特別養護老人ホーム等の高齢者施設を利用した二次避難所（福祉避難所）へ避難するための体制を整備しています。

### ■ 今後の取り組み

防災安全課や社会福祉施設等と連携を図りながら、対応体制の確保に努めます。

## ④ 火災予防事業（消防予防課）

### ■ 事業内容

火災予防啓発として消防本部で行っている活動に加え、必要に応じて、ひとり暮らしの高齢者宅を高齢介護課及び地域包括支援センターの職員が同行訪問し、火気使用などについての注意喚起を行います。

### ■ 今後の取り組み

火災予防の観点から、ひとり暮らし高齢者宅の訪問について、関係機関との連携を図りながら行います。



## 施策の方向性（2） 災害や感染症対策に係る体制整備

新規

### ① 高齢者・事業所への情報提供事業 (高齢介護課介護保険係)

#### ■ 事業内容

緊急時・災害発生時下、または、災害の発生が予測される際において、高齢者への適切な情報を提供するとともに、介護事業所等による介護サービスの適切な運営が図られるように支援を行います。

#### ■ 今後の取り組み

自然災害や感染症の流行など不測の事態が発生した場合は、迅速に状況を把握・取りまとめを行い、正確な情報を分かりやすく高齢者に提供するとともに、関係各所と情報共有を図ります。また、サービスの停止を余儀なくされた市内事業所等に対しては、速やかにサービスが再開できるように支援を行います。

平生においては介護事業所に対して不測の事態を想定したガイドライン等を明示したうえで、緊急時・非常時対策の構築を支援していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、最新の「新型コロナウイルス感染症に係る逗子市の取組方針」に基づき対処していきます。

## 第6章 介護保険サービス量・給付費等の推計

### 1 介護保険事業のサービス体系

	市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
介護給付	<b>【地域密着型サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護</li> <li>◆ 夜間対応型訪問看護</li> <li>◆ 認知症対応型通所介護</li> <li>◆ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>◆ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>◆ 地域密着型通所介護</li> <li>◆ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>◆ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> <li>◆ 居宅介護支援※1</li> </ul>	<b>【居宅介護サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訪問介護</li> <li>◆ 訪問入浴介護</li> <li>◆ 訪問看護</li> <li>◆ 訪問リハビリテーション</li> <li>◆ 居宅療養管理指導</li> <li>◆ 通所介護</li> <li>◆ 通所リハビリテーション</li> <li>◆ 短期入所生活介護</li> <li>◆ 短期入所療養介護</li> <li>◆ 福祉用具貸与</li> <li>◆ 特定福祉用具販売</li> <li>◆ 住宅改修</li> <li>◆ 特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<b>【施設サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>◆ 介護老人保健施設</li> <li>◆ 介護療養型医療施設※2</li> <li>◆ 介護医療院※3</li> </ul>
予防給付	<b>【地域密着型介護予防サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>◆ 介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>◆ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>◆ 介護予防支援</li> </ul>	<b>【介護予防サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護予防訪問入浴介護</li> <li>◆ 介護予防訪問看護</li> <li>◆ 介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>◆ 介護予防居宅療養管理指導</li> <li>◆ 介護予防通所リハビリテーション</li> <li>◆ 介護予防短期入所生活介護</li> <li>◆ 介護予防短期入所療養介護</li> <li>◆ 介護予防福祉用具貸与</li> <li>◆ 介護予防特定福祉用具販売</li> <li>◆ 介護予防住宅改修</li> <li>◆ 介護予想特定施設入居者生活介護</li> </ul>	
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訪問型サービス</li> <li>◆ 通所型サービス</li> </ul>		

※1 平成30年に、指定・監督に関する権限が都道府県から市町村へ移譲された。

※2 現行の介護療養型病床の経過措置期間は6年間延長（令和7年度末まで）となった。

※3 新たな介護保険施設として平成30年4月に創設された「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設。

## 2 サービス別利用者数の推計

要介護・要支援認定者数の将来推計から、施設・居住系サービス利用者数見込みを除き、在宅のサービス別受給率を考慮して推計しました。施設・居住系サービス利用者数は、過去の利用者数の推移や今後の本市の整備基盤計画を考慮して見込みました。

### ■居宅介護サービス利用者数の推移と将来見込み（単位：人/月）

	実績		見込 令和2年度	計画期間			2025 令和7年度	2040 令和22年度
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問介護	735	738	660	738	740	742	737	747
訪問入浴介護	52	57	61	77	74	74	73	74
訪問看護	346	395	413	438	446	452	460	458
訪問リハビリ テーション	61	56	50	65	66	64	65	66
居宅療養管理 指導	659	723	754	754	757	761	712	743
通所介護	541	528	437	531	539	539	545	549
通所リハビリ テーション	164	132	108	175	177	174	178	180
短期入所生活 介護	189	181	137	192	194	192	193	200
短期入所療養 介護（老健）	25	22	13	23	23	23	23	24
短期入所療養 介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	981	1,027	1,038	1,046	1,052	1,061	1,061	1,005
特定福祉用具 購入費	21	20	35	24	24	24	24	24
住宅改修費	21	18	15	19	19	19	18	19
特定施設入居 者生活介護	283	313	351	360	396	404	404	404
居宅介護支援	1,530	1,565	1,519	1,650	1,692	1,669	1,695	1,707

\*地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

## ■ 介護予防サービス利用者数の推移と将来見込み（単位：人/月）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	0	1	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	40	42	41	42	43	44	45	45
介護予防訪問リハビリテーション	6	11	14	14	14	15	16	14
介護予防居宅療養管理指導	56	63	72	72	73	74	76	73
介護予防通所リハビリテーション	45	36	20	45	47	48	48	45
介護予防短期入所生活介護	1	3	1	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	1	0	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	216	249	258	274	279	286	310	289
特定介護予防福祉用具購入費	8	6	2	6	6	6	7	6
介護予防住宅改修	13	12	6	12	12	12	13	12
介護予防特定施設入居者生活介護	49	55	51	55	56	58	58	58
介護予防支援	284	311	306	335	344	351	359	335

\*地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 地域支援事業（訪問介護・通所介護）の利用者数の推移と将来見込み（単位：人/月）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問型サービス(従前相当分)	293	269	270	274	280	284	266	237
通所型サービス(従前相当分)	390	427	430	437	445	453	424	377

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 地域密着型サービス利用者数の推移と将来見込み（単位：人/月）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	0	3	3	3	3	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	320	344	294	350	354	355	360	358
認知症対応型通所介護	29	29	32	35	37	34	36	36
小規模多機能型居宅介護	22	27	44	46	49	48	48	48
認知症対応型共同生活介護	65	59	59	59	80	80	80	80
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	17	17	17	17	17	20	20
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0	0

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

\* 利用者数は、日常生活圏域で按分ができないため、次ページに設置数を掲載。

■ 地域密着型介護予防サービス利用者数の推移と将来見込み（単位：人/月）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	2	2	3	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0

\*地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 地域密着型サービスの設置数

	東部	中部	西部	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	2	2
小規模多機能型居宅介護	2	1	0	3
認知症対応型共同生活介護	3	1	1	4
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	4	8	2	14

\*令和3年1月1日現在。休止中の事業所も含む。

■ 施設サービス利用者の推移と将来見込み（単位：人/月）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	304	311	315	315	335	385	415	415
介護老人保健施設	147	145	141	142	142	142	154	159
介護療養型医療施設	4	2	2	2	2	2		
介護医療院	0	1	1	1	1	1	3	3

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 市町村特別給付の利用者数の推移と将来見込み（単位：人/年）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
移送サービス	190	146	230	300	300	300	300	300

### 3 施設・居住系サービスの整備方針

第8期計画期間の施設・居住系サービスの整備方針を次のとおりとしました。

■ 第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の整備方針

	施設種別	第8期の目標
入所施設	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	100床の増加を目指す * ショートステイの転換など既存施設の活用も検討。
	介護老人保健施設 （老健）	現状を維持する
入居施設	特定施設入居者生活介護	50床の増加を目指す
	地域密着型特定施設入居者生活介護	現状を維持する
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	現状を維持する
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	18床の増加を目指す * 市域が狭く、また、利用可能な土地が少ないため、整備地の日常生活圏域は問わない。



■ 第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）の整備済み施設

	施設種別	施設数	定員数
入所施設	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	3か所	268人
	介護老人保健施設 （老健）	1か所	75人
入居施設	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	5か所	81人
	地域密着型特定施設入居者生活介護 （地域密着型有料老人ホーム）	1か所	23人
	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）	5か所	227人

\* 令和2年9月末日現在。

\* 認知症対応型共同生活介護の日常生活圏域ごとの内訳は、東部地域に3か所45人、中部地域に1か所18人、西部地域に1か所18人。

■ 短期入所生活介護（ショートステイ）の定員数

	施設種別	施設数	定員数
入所施設	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	3か所	62 （ただし、うち20床休止中）

\* 令和2年11月末日現在。

■ その他の施設の状況

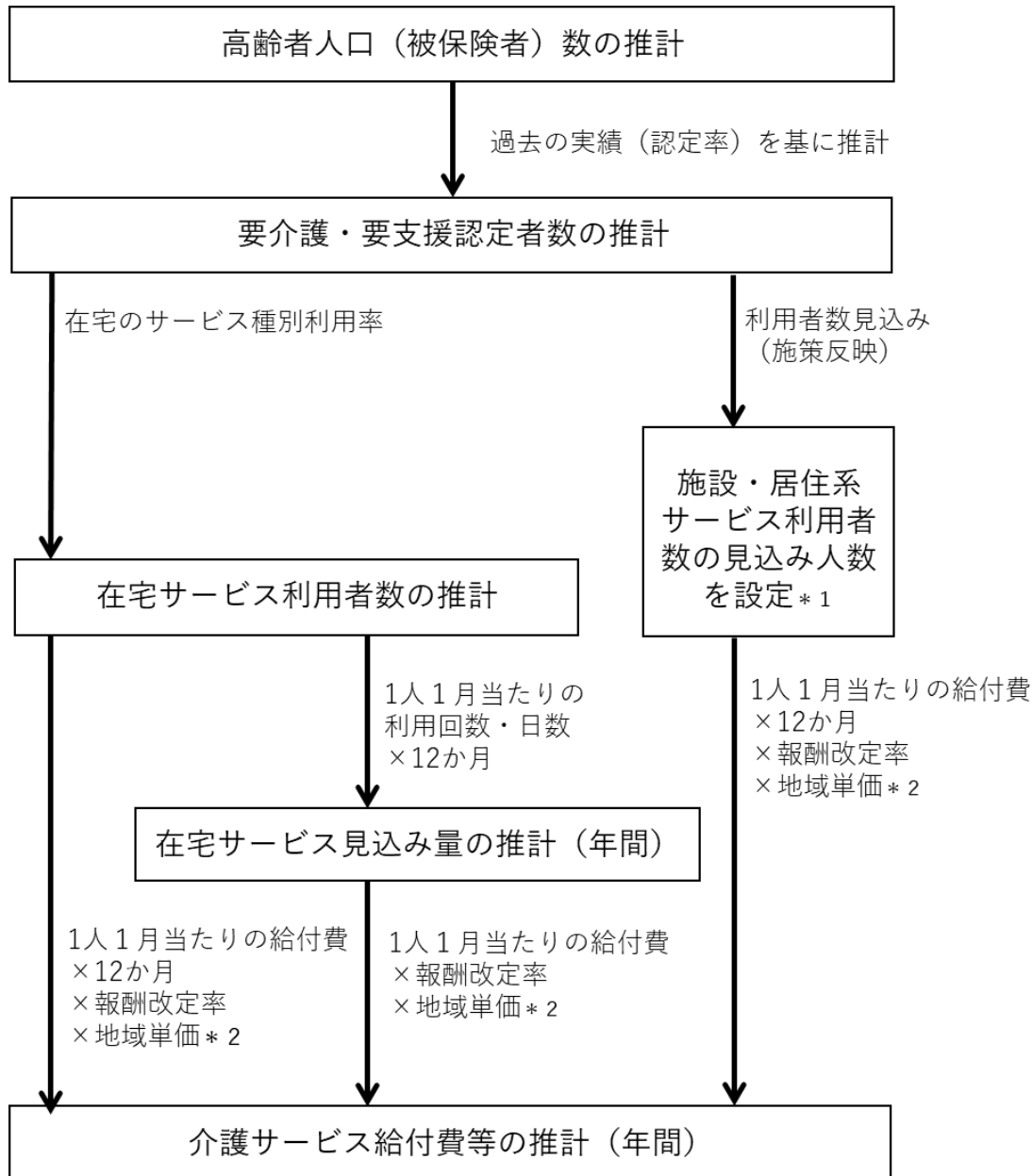
施設種別	施設数	定員数
住宅型有料老人ホーム	2か所	78人
サービス付き高齢者向け住宅	2か所	39人

\* 住宅型有料老人ホームは令和元年7月1日現在、サービス付き高齢者向け住宅は令和2年3月末日現在。

## 4 介護保険サービス給付費等の推計

サービス別の利用者数を見込み、一人一月当たりの給付費を考慮して、年間の給付費を推計しました。

### ■ 介護サービス給付費等の算定の流れ



\* 1 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)と居住系サービス(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の利用者数の推移や今後の基盤整備計画を考慮して、将来の利用者数の見込みを設定。

\* 2 地域によって、物価や人件費に違いがあるため、介護報酬の1単位の単価は、地域や利用するサービスによって異なります。

## ■ 居宅介護サービス給付費の推移と将来見込み（単位：千円）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	547,244	587,773	575,477	601,626	605,415	617,809	610,958	642,210
訪問入浴介護	43,608	45,177	44,049	49,365	47,353	47,588	48,042	49,177
訪問看護	184,711	212,332	221,740	227,657	229,651	233,219	237,210	236,301
訪問リハビリテーション	23,379	21,803	19,377	24,780	25,318	24,489	24,929	25,372
居宅療養管理指導	110,036	121,813	124,907	126,911	127,494	128,164	119,897	125,357
通所介護	433,942	429,715	372,572	446,574	454,777	453,406	464,540	476,586
通所リハビリテーション	125,887	106,060	73,451	133,326	135,461	133,515	138,607	142,076
短期入所生活介護	180,965	193,822	210,276	230,576	232,717	229,154	241,520	255,358
短期入所療養介護（老健）	27,401	23,253	18,369	28,164	28,606	28,606	31,024	32,516
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	155,815	157,746	158,830	160,265	160,169	161,207	159,448	155,017
特定福祉用具購入費	5,606	5,041	10,046	6,260	6,260	6,260	6,260	6,260
住宅改修費	20,957	16,818	14,515	17,806	17,806	17,806	16,912	17,806
特定施設入居者生活介護	671,372	742,934	845,945	844,826	929,955	948,409	948,409	948,409
居宅介護支援	272,277	279,041	273,682	295,109	302,610	297,209	301,598	305,741
計	2,803,200	2,943,328	2,963,236	3,193,245	3,303,592	3,326,841	3,349,354	3,418,186

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

## ■ 介護予防サービス給付費の推移と将来見込み（単位：千円）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	107	278	446	452	452	452	463	484
介護予防訪問看護	14,740	15,514	13,363	15,567	15,692	16,003	16,313	16,313
介護予防訪問リハビリテーション	2,355	4,326	5,377	5,881	5,951	6,323	6,819	5,951
介護予防居宅療養管理指導	9,591	10,674	10,707	12,362	12,548	12,712	13,056	12,534
介護予防通所リハビリテーション	18,592	16,631	7,823	19,619	20,418	20,924	20,924	19,630
介護予防短期入所生活介護	505	718	994	1,271	1,272	1,272	1,272	1,272
介護予防短期入所療養介護（老健）	43	243	0	426	426	426	487	487
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,006	14,005	15,094	15,223	15,499	15,894	17,273	16,121
特定介護予防福祉用具購入費	1,920	1,677	402	1,600	1,600	1,600	1,910	1,600
介護予防住宅改修	12,681	12,354	7,385	12,875	12,875	12,875	14,066	12,875
介護予防特定施設入居者生活介護	43,899	49,800	44,975	47,527	47,793	49,154	49,154	49,154
介護予防支援	16,664	18,040	17,619	19,442	19,976	20,382	20,847	19,452
計	133,103	144,260	124,185	152,245	154,502	158,017	162,584	155,873

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 地域密着型サービス給付費の推移と将来見込み（単位：千円）

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,263	5,642	0	7,147	7,151	7,151	7,151	7,151
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	44,558	42,508	41,558	45,129	47,150	43,482	45,961	46,303
小規模多機能型居宅介護	48,465	57,052	91,734	98,714	106,409	103,257	103,257	104,953
認知症対応型共同生活介護	204,944	188,265	195,412	195,412	265,386	265,386	265,386	265,386
地域密着型特定施設入居者生活介護	45,893	42,641	44,974	45,212	45,237	45,237	53,224	53,224
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	235,152	244,321	213,262	250,323	253,828	254,168	260,626	268,814
計	584,275	580,429	586,940	641,937	725,161	718,681	735,605	745,831

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 地域密着型介護予防サービス給付費の推移と将来見込み（単位：千円）

	実績		見込 令和2年度	計画期間			2025 令和7年度	2040 令和22年度
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,553	1,727	1,897	1,897	1,898	1,898	2,203	1,898
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,553	1,727	1,897	1,897	1,898	1,898	2,203	1,898

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 施設サービス給付費の推移と将来見込み（単位：千円）

	実績		見込 令和2年度	計画期間			2025 令和7年度	2040 令和22年度
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護老人福祉施設	942,343	972,204	1,026,488	1,026,488	1,092,647	1,255,478	1,353,113	1,353,113
介護老人保健施設	484,468	499,497	495,414	498,634	498,910	498,910	541,964	560,231
介護療養型医療施設	23,785	10,257	9,865	9,865	9,871	9,871		
介護医療院	0	4,700	4,966	4,966	4,969	4,969	14,908	14,908
計	1,450,596	1,486,658	1,536,733	1,539,953	1,606,397	1,769,228	1,909,985	1,928,252

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

■ 市町村特別給付費の推移と将来見込み（単位：千円）

	実績		見込 令和2年度	計画期間			2025 令和7年度	2040 令和22年度
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
移送サービス	948	820	1,235	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800

\* 地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（令和2年7月月報まで反映）。

## 5 給付費等及び保険料

### ① 計画期間中の介護保険給付費等

第8期の計画期間中（令和3年度～令和5年度）と、2025年度（令和7年度）、2040年度（令和22年度）の給付費の合計を次のとおり推計しました。

#### ■ 標準給付費

（単位：百万円）

	実績		見込値	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費（調整後）	4,970	5,156	6,598	5,529	5,792	5,975	6,160	6,250
特定入所者介護サービス費等給付額（調整後）	89	92	125	79	72	73	75	74
特定入所者介護サービス費等給付額	89	92	125	98	100	102	104	102
見直しに伴う財政影響額				▲18	▲28	▲28	▲29	▲29
高額介護サービス費等給付額（調整後）	136	146	175	150	147	147	143	141
高額サービス等給付額	136	146	175	156	156	156	152	150
見直しに伴う財政影響額				▲6	▲9	▲9	▲9	▲9
高額医療合算介護サービス費等給付額	20	30	31	24	24	24	24	23
算定対象審査支払手数料	4	5	6	6	6	6	6	6
標準給付費	5,219	5,424	6,935	5,788	6,040	6,225	6,407	6,493
指数	100	103.9	132.9	110.9	115.7	119.3	122.8	124.4

※総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計。

※標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計。

※指数は、平成30年度を100とした場合の伸び（％）。

※四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

■ 地域支援事業費

(単位：百万円)

	実績		見込値	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	388	395	431	444	457	471	432	414
指数	100	101.8	111.1	114.4	117.8	121.4	111.3	106.7

※指数は、平成30年度を100とした場合の伸び(%)。

② 介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、介護保険料と国・県・市が負担する公費でまかなわれます。本市では、第8期計画期間の財源構成を次のとおり見込みました。

■ 第8期計画の財源構成

		介護(介護予防)給付		地域支援事業	
		介護給付 (居宅)	介護給付 (施設)	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事業・ 任意事業
保険料	第1号被保険者 (65歳以上)	22.80%	22.80%	23.00%	23.00%
	第2号被保険者 (40～64歳)	27.00%	27.00%	27.00%	
公費	国庫負担金	20.00%	15.00%	20.00%	38.50%
	調整交付金	5.20%	5.20%	5.00%	
	県負担金	12.50%	17.50%	12.50%	19.25%
	市負担金	12.50%	12.50%	12.50%	19.25%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%



■ 第8期介護保険料の算定結果

第1号被保険者負担相当額、国の調整交付金、介護保険事業運営基金等より、計画期間中の保険料収納必要額を算出し、あらかじめ想定した予定保険料収納率で除して、予定保険料収納額を算出します。この収納額を第1号被保険者数で除して、第1号被保険者一人当たりの保険料基準月額を算出します。介護保険事業運営基金の取り崩しにより、保険料基準月額当たり124円減額することとしました。

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 A = B + C	19,425,678 千円
標準給付費見込額	B		18,053,102 千円
地域支援事業費	C		1,372,576 千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	C1	地域支援事業費のうち、総合事業費	789,018 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 [D = A × 23%]	4,467,906 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 E = (B + C1) × 5%	942,106 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額	1,120,017 千円
市町村特別給付金等			8,400 千円
保険料収納必要額			4,208,395 千円
介護保険事業運営基金		第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し	90,000 千円
予定保険料収納率		平成30年度及び令和元年度の実績と令和2年度の収納実績等を勘案して推計	98.7 %
保険料基準月額		保険料収納必要額から、予定保険料収納率、運営基金の取り崩しを考慮した額を、3年間の第1号被保険者累計数及び12か月で割って算出	5,810 円

\*地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（総括表）

\*四捨五入により合計が合わない場合がある。

■ 保険料基準月額の推移

	第6期	第7期	第8期
保険料基準月額	5,710 円	5,810 円	5,810 円

## ③ 第1号被保険者の介護保険料

## 介護保険料算定についての指針

- ・介護保険事業運営基金を取り崩し、保険料上昇の抑制を図る。
- ・所得区分は現行のままとし、第1段階～第13段階とする。
- ・所得基準額は、国の基準の変更にかかわらず、現行のままとする。
- ・負担割合は現行のままとする。

介護保険事業運営基金残高（令和元年度末時点）	798,222 千円
介護保険事業運営基金の取り崩し予定額（3年間）	90,000 千円

## （参考）国基準 第8期の所得段階別保険料

段階	対象者	保険料率
1	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.30
2	市民税世帯非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.45
3	市民税世帯非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額 × 0.70
4	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.90
5	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超	基準額 × 1.00
6	本人が市民税課税かつ合計所得金額 120 万円未満	基準額 × 1.20
7	本人が市民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30
8	本人が市民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50
9	本人が市民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上	基準額 × 1.70

## ■ 第8期の所得段階別保険料

段階	対象者	計算方法	保険料月額 (前年との差)	保険料年額 (前年との差)
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課 税で課税年金収入と所得の合計金額が年間 80万円以下の者	基準額×0.30	1,743円 (0円)	20,916円 (0円)
2	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所 得の合計金額が年間80万円を超え120万円 以下の者	基準額×0.45	2,615円 (0円)	31,380円 (0円)
3	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所 得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額×0.70	4,067円 (0円)	48,804円 (0円)
4	世帯内に市民税課税者があり、 本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の 合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.90	5,229円 (0円)	62,748円 (0円)
5	世帯内に市民税課税者があり、 本人が市民税非課税で第4段階以外の者	基準額	5,810円 (0円)	69,720円 (0円)
6	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間125万円未満の者	基準額×1.20	6,972円 (0円)	83,664円 (0円)
7	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	7,553円 (0円)	90,636円 (0円)
8	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間200万円以上300万円未満の者	基準額×1.55	9,006円 (0円)	108,072円 (0円)
9	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間300万円以上500万円未満の者	基準額×1.80	10,458円 (0円)	125,496円 (0円)
10	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間500万円以上800万円未満の者	基準額×2.00	11,620円 (0円)	139,440円 (0円)
11	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間800万円以上1,100万円未満の者	基準額×2.30	13,363円 (0円)	160,356円 (0円)
12	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間1,100万円以上1,500万円未満の者	基準額×2.60	15,106円 (0円)	181,272円 (0円)
13	本人が市民税課税で合計所得金額が 年間1,500万円以上の者	基準額×2.80	16,268円 (0円)	195,216円 (0円)

\* 保険料月額は、小数点以下四捨五入。

\* 第1段階～第3段階の保険料額は、消費税率の改定に伴う国の低所得者負担割合の低減強化策により減額とな  
っている。

## 第7章 介護保険事業の運営

---

### 1 適正な事業運営

#### (1) 要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うため、適正な認定調査の実施と、調査結果に基づく厳正な審査・判定が行われる体制を整備します。

#### (2) 介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービスの提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択し、また、事業者は安心してより良いサービスを提供することができる環境づくりが重要です。保険者には、こうした仕組みにおいて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

については、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取り組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

なお昨今、全国的に申請書等における押印の見直しについて議論されていることを踏まえ、事業所における文書の負担軽減を目的として書式の形式等について見直すとともに、各種申請書等の提出に当たってはICTを活用していく等の業務改善を進め、事業所における事務負担の軽減を行います。

また、県が指定・監督するサービス事業者についても、県との密接な連携を図り、地域の実情に即した適正なサービスの提供が行われるよう、保険者として指導・監督に努めます。

#### (3) サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、地域包括支援センター、ケアマネジャーをはじめ、市内におけるあらゆる機関が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

2025年（令和7年）、2040年（令和22年）における介護需要を想定した場合、現時点の供給体制以上に需要が高まることから、介護・福祉サービスを適正に提供するためには、まずはサービスを担う人材の確保が必須となります。

については、新たな介護人材の確保及び介護経験者の復職を促すための就労奨励、専門的な技能習得機会の提供等の支援に加え、市内介護事業所全体の職場環境の向上を目的として介護事業所

の管理者を対象とした研修を実施し、現在就労している介護人材の離職防止に努めます。

また総合事業等、介護・福祉サービスの担い手として、地域の元気な高齢者も候補として考えられることから、担い手としての参加を促す取り組みの一つとして、ボランティアポイント制度導入等の検証を行っていきます。

なお、こうした介護・福祉サービス確保の取り組みについて、保険者として広く周知を図るための手段として介護情報に特化したホームページを開設・運用し、介護に関する行政情報の提供のほか、市内介護事業所への就労を検討している人とのマッチングを図るための機能など、積極的な情報発信に努めます。

## ■ 第8期の介護保険事業の運営

### ① 要介護認定審査

- ・適正な認定調査の実施
- ・厳正な審査・判定ができる体制を整備



### ② 事業者の指導・監督

- ・事業者への情報提供、相談体制の充実
- ・利用者と事業者の良好な関係づくりの支援
- ・事業所の事務負担の軽減（書式の見直し、ICTの活用）
- ・県指定の事業者についても  
県との密接な連携を図り  
保険者として指導・監督に努める



### ③ サービス提供の適正確保

- ・あらゆる機関の連携強化
- ・介護人材確保（就労奨励、キャリアアップ研修、離職防止）
- ・ボランティアポイント導入の検証
- ・介護情報に特化したポータルサイトの開設・運営

就労奨励



ポータルサイト



## 2 介護給付費等費用適正化事業（第5期介護給付適正化計画）

### （1）目的

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、第4期給付適正化計画における取り組み状況を検証し、第5期給付適正化計画における具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を次のとおり設定し、保険者としてPDCAサイクルに基づき実施します。

### （2）市町村介護保険事業計画との関係

市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。

### （3）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

### （4）取り組み

\* 「現状と考察（第4期の取り組み）」の令和2年度（2020年度）は、令和2年（2020年）10月末時点での実績を記載しました。

## 取り組み① 要介護認定の適正化

### ■ 事業趣旨

要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、市職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検し、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

### ■ 現状と考察（第4期の取り組み）

- ・ 要介護認定における新規申請の他、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図りました。
  - ・ 更新申請及び区分変更申請における認定調査を事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかを確認しました。
  - ・ 市の認定調査員と勉強会を行いました（平成30年度（2018年度）：2回 令和元年度（2019年度）：3回 令和2年度（2020年度）：1回）。
- ⇒ 定期的な勉強会を通じて、適正かつ統一的な認定基準が調査員全体に浸透していると思われ  
ますが、調査対象も多種多様であり、判断に迷う事例も見受けられることから、今後も継続  
的に認定基準のすり合わせ等、学習の機会が必要となります。

### ■ 年度ごとの目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>○取り組み目標 適切かつ公平な要介護認定の確保をします。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医意見書を含めた認定調査票等審査会資料の全件チェック</li> <li>・ 上記に関して必要に応じて特記事項の書き方を指導</li> <li>・ 更新申請時の認定調査で過去3回連続して同じ居宅事業所による調査が続いている場合に市の認定調査員が実施</li> <li>・ 介護認定審査会委員研修に参し、審査会委員及び事務局のスキル向上を図る</li> <li>・ 市の認定調査員と年2回以上勉強会を開催</li> </ul>	<p>○取り組み目標 適切かつ公平な要介護認定の確保をします。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医意見書を含めた認定調査票等審査会資料の全件チェック</li> <li>・ 上記に関して必要に応じて特記事項の書き方を指導</li> <li>・ 更新申請時の認定調査で過去3回連続して同じ居宅事業所による調査が続いている場合に市の認定調査員が実施</li> <li>・ 介護認定審査会委員研修に参し、審査会委員及び事務局のスキル向上を図る</li> <li>・ 市の認定調査員と年2回以上勉強会を開催</li> </ul>	<p>○取り組み目標 適切かつ公平な要介護認定の確保をします。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医意見書を含めた認定調査票等審査会資料の全件チェック</li> <li>・ 上記に関して必要に応じて特記事項の書き方を指導</li> <li>・ 更新申請時の認定調査で過去3回連続して同じ居宅事業所による調査が続いている場合に市の認定調査員が実施</li> <li>・ 介護認定審査会委員研修に参し、審査会委員及び事務局のスキル向上を図る</li> <li>・ 市の認定調査員と年2回以上勉強会を開催</li> </ul>

## 取り組み② ケアプランの点検

### ■ 事業趣旨

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画や介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提供依頼または訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

### ■ 現状と考察（第4期の取り組み）

- ・ 介護保険サービス利用者の状態に応じた適切なサービスを提供するとともに、自立を阻害するような過剰なサービス提供の防止を目的に、給付適正化の課題の検証を行いました（ケアマネジメント適正化推進事業）。
  - ・ 要支援者に対し適切なアセスメント（課題把握）が十分にできているのかを研修体系を構築し、課題整理総括表を用いてグループワーク形式の自己点検による検証を行いました。同時に効果的なケアマネジメントの実施状況を確認する点検表を開発し、研修の前後で実施、変化の傾向を把握するとともに、研修会で公表し、取り組みについて周知しました。
  - ・ 市内居宅介護支援事業所に対する実地指導の際に、合わせてケアプランチェックを行いました（平成30年度（2018年度）：6か所 令和元年度（2019年度）：18か所 令和2年度（2020年度）：0か所）。
  - ・ 地域ケア個別会議を開催し事例検証を行いました（令和元年度（2019年度）：23事例 令和2年度（2020年度）：8事例）。
- ⇒ ケアプランチェック及び事例検証の結果として、改善を要すべき事項が見受けられることから、引き続き給付適正化研修を開催する等、市内事業者全体の技能向上を目指します。



■ 年度ごとの目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>○<b>取り組み目標</b> 個々の介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談力向上研修やアセスメント研修等の体系的な実施</li> <li>・ 年2回ケアマネジメント点検を実施し、事前事後での変化を把握、傾向分析し、対象事業所を特定して点検</li> <li>・ 研修受講者に認定証を発行する等、受講意欲向上</li> <li>・ 必要に応じて市内居宅介護支援事業所へ行き、ケアプランのチェックを実施</li> </ul>	<p>○<b>取り組み目標</b> 個々の介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談力向上研修やアセスメント研修等の体系的な実施</li> <li>・ 年2回ケアマネジメント点検を実施し、事前事後での変化を把握、傾向分析し、対象事業所を特定して点検</li> <li>・ 研修受講者に認定証を発行する等、受講意欲向上</li> <li>・ 必要に応じて市内居宅介護支援事業所へ行き、ケアプランのチェックを実施</li> </ul>	<p>○<b>取り組み目標</b> 個々の介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談力向上研修やアセスメント研修等の体系的な実施</li> <li>・ 年2回ケアマネジメント点検を実施し、事前事後での変化を把握、傾向分析し、対象事業所を特定して点検</li> <li>・ 研修受講者に認定証を発行する等、受講意欲向上</li> <li>・ 必要に応じて市内居宅介護支援事業所へ行き、ケアプランのチェックを実施</li> </ul>

取り組み③ 住宅改修等の点検

■ 事業趣旨

住宅改修の点検とは、保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い、施工状態を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除するものです。

福祉用具購入・貸与調査とは、保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めるものです。

■ 現状（第4期の取り組み）

- ・ 住宅改修や福祉用具などの給付を行う際に提出された書類を確認し、必要に応じて自宅を訪問し、適正に給付がされているかを確認しました。

実施件数		平成30年度	令和元年度	令和2年度
書面確認	住宅改修	366	354	163
	福祉用具購入	321	311	175
	軽度者に対する福祉用具貸与	53	60	15
現場確認		8（住宅改修）	10（福祉用具購入）	0

⇒ 現場確認の結果として、不適切な給付は見受けられませんが、引き続き現場確認の実施等、適正な給付が図られるよう点検していきます。

■ 年度ごとの目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>○取り組み目標</p> <p>利用者及び関係事業所に適正な住宅改修及び福祉用具の用途について啓発を図ります。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅改修申請時に提出される写真や図面、理由書等を確認し、審査する。</li> <li>・ 年5件程度、訪問調査を実施し、改修内容を評価する</li> <li>・ 福祉用具購入時に提出される書類を審査し、必要に応じて事業所へ問い合わせ</li> <li>・ 軽度者に対する福祉用具貸与は、サービス担当者会議の記録及び医師の所見を確認し、その必要性を判断</li> </ul>	<p>○取り組み目標</p> <p>利用者及び関係事業所に適正な住宅改修及び福祉用具の用途について啓発を図ります。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅改修申請時に提出される写真や図面、理由書等を確認し、審査する。</li> <li>・ 年5件程度、訪問調査を実施し、改修内容を評価する</li> <li>・ 福祉用具購入時に提出される書類を審査し、必要に応じて事業所へ問い合わせ</li> <li>・ 軽度者に対する福祉用具貸与は、サービス担当者会議の記録及び医師の所見を確認し、その必要性を判断</li> </ul>	<p>○取り組み目標</p> <p>利用者及び関係事業所に適正な住宅改修及び福祉用具の用途について啓発を図ります。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅改修申請時に提出される写真や図面、理由書等を確認し、審査する。</li> <li>・ 年5件程度、訪問調査を実施し、改修内容を評価する</li> <li>・ 福祉用具購入時に提出される書類を審査し、必要に応じて事業所へ問い合わせ</li> <li>・ 軽度者に対する福祉用具貸与は、サービス担当者会議の記録及び医師の所見を確認し、その必要性を判断</li> </ul>

## 取り組み④ 総覧点検・医療情報との突合

### ■ 事業趣旨

縦覧点検とは、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うものです。

医療情報との突合とは、医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図るものです。

### ■ 現状と考察（第4期の取り組み）

- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会主催のシステム研修を受講し、同連合会から送付されたデータを収受及び精査しました。また、同連合会請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われないう点検し、適正化を図りました。
- ⇒ 引き続き「縦覧点検」と「医療情報との突合」の実施により、過誤請求、不正請求等の確認するとともに、更に給付適正化に活用できるように検討していきます。

### ■ 年度ごとの目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>○取り組み目標</p> <p>医療情報突合及び縦覧点検について、内容を理解し、点検業務の向上を目指します。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報の突合及び縦覧点検を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、不正請求等の疑義のある請求を確認した場合、必要に応じて、事業所へ問い合わせる</li> </ul>	<p>○取り組み目標</p> <p>医療情報突合及び縦覧点検について、内容を理解し、点検業務の向上を目指します。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報の突合及び縦覧点検を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、不正請求等の疑義のある請求を確認した場合、必要に応じて、事業所へ問い合わせる</li> </ul>	<p>○取り組み目標</p> <p>医療情報突合及び縦覧点検について、内容を理解し、点検業務の向上を目指します。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報の突合及び縦覧点検を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、不正請求等の疑義のある請求を確認した場合、必要に応じて、事業所へ問い合わせる</li> </ul>

## 取り組み⑤ 介護給付費通知

### ■ 事業趣旨

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正なサービスの受給を促していきます。

### ■ 現状と考察（第4期の取り組み）

- ・ 利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者（または家族）に送付し、不適正な請求が行われていないかの確認を徹底しました。

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
3,202通	3,282通	3,352通	3,398通	3,374通	—
8月送付	2月送付	8月送付	1月送付	7月送付	

⇒ これまで不適正な給付であるとの指摘は無かったものの、引き続き通知を行うことで、受給者及び事業者に対して適正サービスの利用と提供について啓発を図っていきます。

### ■ 年度ごとの目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>○取り組み目標</p> <p>6か月に1度、3か月分のメールシーラーの送付を被保険者宛てに行い、不正請求等を自ら発見するよう、適切なサービス利用を促します。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費通知書を介護サービス利用者全員に年2回送付</li> <li>・ 被保険者から不正請求等の問い合わせがあった場合に、事業所に確認</li> </ul>	<p>○取り組み目標</p> <p>6か月に1度、3か月分のメールシーラーの送付を被保険者宛てに行い、不正請求等を自ら発見するよう、適切なサービス利用を促します。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費通知書を介護サービス利用者全員に年2回送付</li> <li>・ 被保険者から不正請求等の問い合わせがあった場合に、事業所に確認</li> </ul>	<p>○取り組み目標</p> <p>6か月に1度、3か月分のメールシーラーの送付を被保険者宛てに行い、不正請求等を自ら発見するよう、適切なサービス利用を促します。</p> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費通知書を介護サービス利用者全員に年2回送付</li> <li>・ 被保険者から不正請求等の問い合わせがあった場合に、事業所に確認</li> </ul>

取り組み⑥ 神奈川県国民健康保険団体連合会の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータの積極的な分析・評価

■ 事業趣旨

神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。

■ 現状と考察（第4期の取り組み）

- ・ 定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を確認しています。
- ⇒ 同連合会のケアプラン分析システムから提供されるデータは多岐にわたり、様々な検証が可能です。現時点では活用しきれていません。今後は実地指導における事前分析に活用したり、介護度が軽減したような事例については、好事例として集合研修等の場を通じて共有したりするなど、積極的な活用に努めます。

■ 年度ごとの目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>○<b>取り組み目標</b> 給付実績帳票の表示項目を理解し、積極的な活用を行います。</p> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を精査し、必要に応じて、より効果的な活用を実施</li> </ul>	<p>○<b>取り組み目標</b> 給付実績帳票の表示項目を理解し、積極的な活用を行います。</p> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を精査し、必要に応じて、より効果的な活用を実施</li> </ul>	<p>○<b>取り組み目標</b> 給付実績帳票の表示項目を理解し、積極的な活用を行います。</p> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を精査し、必要に応じて、より効果的な活用を実施</li> </ul>

### 3 経済的支援施策

#### (1) 利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

#### ① サービス利用料の減免

##### ◆国の制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷または消失し、その財産の価格が二分の一以上に減少したとき	100分の95	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業または業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

##### ◆市独自の減免措置

区分	給付割合	減免期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準ずると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間

### ②障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減します。

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%

### ③社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が、対象サービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減します。

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下</li> <li>・ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下</li> <li>・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない</li> <li>・ 負担能力のある親族等に扶養されていない</li> <li>・ 介護保険料を滞納していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 短期入所生活介護</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 介護福祉施設サービス</li> <li>・ 介護予防短期入所生活介護</li> <li>・ 介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・ 介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 訪問型サービス</li> <li>・ 通所型サービス</li> </ul>	負担額の 4 分の 1 （老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

## ④ 介護老人保健施設等利用者負担

生計が困難な方が医療法人等の提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成します。

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間収入が単身世帯で 100 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下</li> <li>・ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下</li> <li>・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない</li> <li>・ 負担能力のある親族等に扶養されていない</li> <li>・ 介護保険料を滞納していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険施設サービス</li> <li>・ 介護療養施設サービス</li> </ul>	負担額の 4 分の 1



## ⑤高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給します。

## 令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	15,000円（個人） 15,000円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税世帯非課税</li> </ul>	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> <li>現役並み所得者</li> </ul>	44,400円（世帯）

## 令和3年8月利用分より（予定）

利用者負担段階区分	上限額（月額）
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	15,000円（個人） 15,000円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税世帯非課税</li> </ul>	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> <li>現役並み所得者（年収約383万円～約770万円未満）</li> </ul>	44,400円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>現役並み所得者（年収約770万円～約1,160万円未満）</li> </ul>	93,400円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>現役並み所得者（年収約1,160万円以上）</li> </ul>	140,100円（世帯）

## ⑥高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給します。

### ◆70歳未満の人

所得	上限額
住民税世帯非課税	34万円
210万円以下	60万円
210万円超 600万円以下	67万円
600万円超 901万円以下	141万円
901万円超	212万円

### ◆70～74歳の人、後期高齢者医療制度で医療を受ける人（75歳以上の人）

所得	70～74歳の人 上限額	後期高齢者医療制度で医療を受ける人 上限額
低所得者Ⅰ*1	19万円	19万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
一般	56万円	56万円
現役並み所得者	67万円	67万円

\*1 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

## ⑦特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

低所得者が施設サービス等を利用した際に、居住費と食費の一部を支給します（補足給付）。対象者は、所得要件や資産要件などで判定し、補足給付の額は、基準額から利用者負担限度額を引いた額です。

## ◆区分と主な対象者

区分	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税者で、前年の課税年金収入額、合計所得金額及び遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む</li> <li>障害年金収入額の合計が80万円以下の者</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税者で、上記に該当しない者</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯内に住民税課税者があり、本人が住民税非課税者</li> <li>本人が住民税課税者</li> </ul>

◆区分と補足給付の額

区分	食費			居住費			
	基準額	限度額	補足給付	基準額		限度額	補足給付
第1段階	4.2万円	0.9万円	3.3万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.0万円	①2.5万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
				多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.3万円	①2.2万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①2.5万円	①1.0万円
					②5.0万円	②4.0万円	②1.0万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

①は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

◆令和3年（2021年）8月利用分から、制度改正が予定されています。

## (2) 保険料率の減免

保険料率の設定に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

## ◆国の制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷または消失し、その財産の価格が二分の一以上に減少したとき	100分の50	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業または業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

◆市独自の減免措置

区分	給付割合	減免期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準ずると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者または主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
6か月	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	給付制限等を受けている期間
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき		
介護給付の制限を受け、または日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間

## 第8章 計画の進行管理

---

### 1 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会による進行管理

高齢者保健福祉計画の進行管理は、公募による市民、介護保険サービスの関係者、公共的団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員、学識経験者等で構成される「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」において施策の進捗状況等を把握し、毎年度進行管理を行います。また、3年ごとに見直しを行います。

### 2 逗子市の進行管理

本市では、全ての計画を基幹計画・個別計画として総合計画の下に体系化し、連動させて一体的に計画の実現を推進しています。個別計画である高齢者保健福祉計画の進捗状況は、基幹計画の懇話会である逗子市福祉プラン懇話会での意見聴取を経て、逗子市総合計画審議会に報告され、審議されます。

#### ■ 進行管理のプロセス

